令和８年度

有期雇用職員採用希望者の登録受付要項

社会福祉法人

武蔵村山市社会福祉協議会

【令和８年１０月１日改訂版】

●有期雇用職員について

１年以内の雇用期間をもって、雇用する職員です。更新する場合は、年度を単位として更新します。

●有期雇用職員の登録について

本会が各事業の運営に必要な職員について、採用を希望するかたを事前に登録し、採用が必要となった場合に、登録者の中から採用を行うものです。

●登録を受け付ける職種

登録受付職種	標準的な勤務形態	採用時期	主な職務内容
係長、主査、センター長、管理者、園長	週４～５日	欠員が生じたとき随時	事務、事業、労務、施設管理等
相談支援専門員	週５日		障害者地域自立生活支援センターでの利用者に対する相談援助等
看護師	週３～５日		身体障害者福祉センター、のぞみ福祉園での利用者の健康状態確認、利用者支援
			地域包括支援センターにおける相談業務及びケアプランの作成
相談員	週５日		権利擁護係における相談援助等に関する業務
支援員・補助支援員	週３～５日		身体障害者福祉センター、のぞみ福祉園での利用者の生活支援（入浴介護有）、 就労支援等
生活支援員	本会が指定する日		福祉サービス利用援助事業の生活支援等に関する業務
貸付事業相談員	週５日		生活困窮者に対する生活福祉資金及び低所得者の子の進学のための受験費用等の貸付支援
一般事務員	週３～５日		一般事務全般
送迎車両運転手	週３～５日		身体障害者福祉センター等の送迎車両の運転と送迎時の介助、車輌管理等
保健師	週５日		地域包括支援センターにおける相談業務及びケアプランの作成
介護支援専門員			
社会福祉士			
栄養士	週５日		給食献立の作成、給食調理、利用者への栄養指導等
調理員	週３～５日		調理業務全般

●登録に当たって必要な資格

登録に当たっては、職種毎に次のいずれかの資格が必要になります。

職種	必要な資格等
係長、主査、センター長、管理者、園長	管理業務経験者又は同等の実務経験者
相談支援専門員	保健師、社会福祉士、社会福祉主事任用資格者、相談・援助業務経験者、介護職員初任者研修又はホームヘルパー２級以上の修了者で実務経験者　※普通運転免許
看護師	看護師・准看護師

相談員、支援員	社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、保育士、教員の資格者、大学で心理学・教育学・社会福祉学又は社会学を修了した者、介護職員初任者研修又はホームヘルパー２級以上の修了者、社会福祉事業に２年以上従事した者、相談・援助業務経験者 ※普通運転免許
補助支援員、生活支援員、一般事務員、調理員	特に資格は必要ありません。
貸付事業相談員	相談援助業務経験者　※普通運転免許
送迎車両運転手	普通運転免許（過去５年間に免許停止、取消し等の処分を受けていないこと）
保　健　師	保健師　※普通運転免許
介護支援専門員	介護支援専門員　※普通運転免許
社 会 福 祉 士	社会福祉士　※普通運転免許
栄　養　士	栄養士

※社会福祉主事任用資格は、福祉系学校又は厚生労働大臣の認定する通信教育課程で取得したものに限ります。

●勤務施設（部門）について

配属先（施設・部門）	開　館　日　時
総務係、地域係、権利擁護係、のぞみ福祉園	土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前８時30分から午後5時15分
身体障害者福祉センター	日曜・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分
障害者地域自立生活支援センター、 南部地域包括支援センター	日曜・祝日・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分

●賃金

賃金は、時間給により支給します。（下表の賃金単価には地域手当が含まれています。）

職　種	賃金単価
係長、主査、センター長 管理者、園長	１，５８４円
相談支援専門員	１，３３１円
看　護　師	２，０９０円
相　談　員	１，３３１円
支　援　員	１，３２０円
補助支援員	１，２８７円
生活支援員	１，３２０円
貸付事業相談員	１，３２０円

職　種	賃金単価
一般事務員	１，２８７円
送迎車両運転手	１，３３１円
介護支援専門員 保健師（看護師） 社会福祉士	１，９５８円 （地域包括支援センター勤務）
栄　養　士	１，４５２円
調　理　員	１，２８７円

●地域手当

地域手当は、職員と同様に支給します。

●期末手当

期末手当は、基準日（６月１日及び１２月１日）にそれぞれ在職し、１週間当たりの勤務時間の平均が２０時間以上かつ６月以上の雇用期間がある有期雇用職員に対し支給します。

●処遇改善加算手当等

のぞみ福祉園に従事する有期雇用職員には、職種や勤務時間等に応じて処遇改善加算手当等及び居住支援特別手当を支給します。また、相談支援専門員及び介護支援専門員の有期雇用職員には、居住支援特別手当を支給します。

●通勤手当

交通用具等を使用し、その通勤距離が片道２キロメートル以上の有期雇用職員に対し、通勤方法又は通勤距離の区分に応じて通勤手当を支給します。

※通勤距離とは、自宅から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短経路の距離をいいます。

●勤務時間

職種別の所定勤務時間については、面談等にて調整させていただきます。

●登録の方法

別紙、採用希望申込書に必要事項を記入の上、資格証明書(資格証、免許証、免状等)の写しを添えて、下記の本会事務局に提出してください。なお、条件を満たせば、１枚の申込書で同時に複数の職種の申込みも可能です。

提出・問い合わせ先

〒208-8503　武蔵村山市学園４－５－１　市民総合センター２Ｆ

社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会　福祉総務課　総務係

日曜・祝日・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分

TEL ０４２－５６６－００６１㈹　FAX ０４２－５６６－０２５３